
令和 6 年度第 3 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 6 月 1 3 日 (木) 1 3 時 2 5 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部 寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根 祐一	1 4 番	川村 忠幸	
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正	
	3 番	明治 良一	4 番	岸本 慶子	
	5 番	衣笠 指図	6 番	横野 俊彦	
	8 番	上田 正人	9 番	大谷 誠一	
	1 0 番	細田 邦男	1 1 番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	荻原 晴雄	
	岸本 政明	横山 茂	
	猪本 正己	佐藤 洋一	
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也	
	中山 浩一	山田 裕人	
	公賀 義高	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 大村 祥一朗 井上 寿光 保田 公範

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|---------------------------------|-------------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 1 3 番 山根 祐一 | 1 4 番 川村 忠幸 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 非農地証明願について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | |
| 第 7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時25分）

本日の欠席者は、大村委員、井上推進委員、保田推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和6年度第3回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13番 山根祐一職務代理、14番 川村忠幸職務代理、にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からは、令和6年度全国農業委員会会長大会が5月に開催されたということでありましたので、報告させていただきます。

※会長報告、内容省略

一応、私の方からは、報告ということでさせていただきますけれども、皆さん方で何か報告するようなことがありましたら、よろしくお願いします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 非農地証明願について。1件の申請がありました。6ページをご覧ください。【受付番号5-1】門尾字●●●●番、門尾字

事務局	●●●●番●、門尾字●●●●番● 平成年月日不詳より耕作しておらず、現在は山林及び原野となっています。現地確認を岸本委員、明治委員、岸本推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。 報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。7ページをご覧ください。1件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ありがとうございます。ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行いたいと思います。 受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。受付番号2-1について説明します。 【議案第1号 受付番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 北山地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 366 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんが高齢となったため、譲受人の長男である●●●●さんへ生前贈与を行うものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは所有する農地で野菜や果樹を栽培されています。今回譲り受けられる農地でも野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から250m程度であり問題ないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は20年以上農業従事期間があり、お母さんも70年以上従事期間がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

事務局	以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、7 番 大村祥一郎委員に事前調査をお願いしておりますが、本日は欠席でありますので、報告事項を預かっておりますので事務局より朗読をお願いしたいと思います。
事務局	では、報告をさせていただきます。 大村委員さんより、親子間の贈与であり、譲受人の●●さんまでこれまでお母さんと一緒に農業従事をされてきたことから、問題ないと思いますということで報告を受けております。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入らせていただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 2-1 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行いたいと思います。 受付番号 2-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。受付番号 2-1 について説明をします。議案書の 2 ページをご覧ください。 【議案第 2 受付番号 2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家殿地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 63 m ² 資料については、議案書の 3 ページから 9 ページに付けていま

事務局

す。

場所については、議案書の 3 ページから 5 ページに図面を付けていますが、郡家殿集落の東にある農地になります。土地利用計画図は 6 ページに付けています。

転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため自宅近くの土地に墓地を移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側・西側・南側は県道、北側は山林、周辺農地はありません。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、10 番 細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

細田委員

失礼します 10 番の細田です。●●さんの申請に基づく調査は、6 月 1 日にご夫婦を伴って現地に行きまして、見さしてもらいました。

現地は地図にもございますように、両方に山の小さな谷がございまして、その末端の尾根の末端という格好で、その尾根の末端が傾斜地で畑地になっておったというところでございます。そこを削り込んで平地にしましてですね、墓地にしたいということでございましたので、納得をいたしました。現在の墓は、右側の谷のずっと奥

細田委員	の方にございまして、熊が出るような物騒なところですのでやむを得んのかなという具合に見させてもらいました。 以上でございます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第 2 号 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の決定について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 3 号農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 6 年 5 月 3 0 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 25-1 から 36-12 について説明します。 この度は、貸借と所有権移転があります。整理番号 25-1 から 34-10 までの貸借につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 25,464.49 m²（16 筆）と既に機構へ貸し出されている農用地 2,356 m²（1 筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。また、整理番号 35-11 並びに 36-12 の所有権移転につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構が取得する農用地 1,828 m²（1 筆）を地域の担い手へ所有権移転するものです。 地域の担い手法人 3 社へ、12,862 m²（7 筆）、その他 5 名の個人耕作者へ 14,958.49 m²（10 筆）を貸付けます。また、株式会社●●●●へ 1,828 m²（1 筆）を所有権移転するものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この中で、少し所有権移転という

議長（会長）	ことで、35-11 と 36-12 があるわけですがけれども、先ほど事務局の方からありました内容、もう少し説明できますか。
事務局	※農地中間管理機構特例事業について説明、内容省略
議長（会長）	はい、ありがとうございます。そうしますと、皆さんの方から審議等を行いたいと思います。整理番号 25-1 から 36-12 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 25-1 から 36-12 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画についての審議を終了します。
	続きまして、日程第 6 議案第 4 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について事務局は説明をお願いします。
事務局	日程第 6 議案第 4 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の 15 ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。 今回は令和 4 年度と令和 5 年度に実施した地籍調査地域の郡家・池田の各一部が対象です。 各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、田畑の地目変更、分筆や合筆による地番変更がなされた筆について記載されています。 変更後の地目は、田、畑、原野、雑種地、公衆用道路、用悪水路、宅地となります。 農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記が完了する予定です。

事務局	地目変更を行っても問題無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。 なお、今回の対象地域は、郡家と池田の平地になりますので、机上調査ではなく、地権者・地籍調査課等が現地立会を行った地域になります。審議にあたりましては、これまでどおり、地籍調査課が行った成果を尊重していただくということを前提に、進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はよろしくお願いします。 皆さん、ご意見ありませんでしょうか、質問等は。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（賛成多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。 以上で日程第 6 議案第 4 号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了したいと思います。 続きまして、日程第 7 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 資料提供について ・小規模農家経営継続支援事業補助金要綱 ・農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局からの説明につきまして、何かご質問等がある方は、お願いしたいと思います。 ありませんでしょうか。では、次に進めさせていただきます。 事務局、よろしくお願いします。
事務局	2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は 7 月 11 日（木）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長）	次回の会議ですけれども、7 月 11 日木曜日 13 時 30 分ということですので、皆さんよろしく申し上げます。 そうしますと、事務局からの報告事項は以上でございます。 委員の皆様から何か報告事項がありましたらお受けしたいと思えます。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 3 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 5 分）
